

平成30年度 自然災害により被災された入学志願者の検定料の免除について

秋田公立美術大学

秋田公立美術大学では、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震などの自然災害により被災した受験生の進学機会の確保を図る観点から、入学者選抜試験において、次のとおり検定料免除の特別措置を講じます。

検定料の免除を希望される方は、申請前に必ず事務局学生課までご連絡ください。

1 免除対象となる入学者選抜試験

本学が実施する学部の平成31年度入学者選抜試験（一般選抜、特別選抜、編入学）

2 対象者

免除対象となる入学者選抜試験の志願者で、自然災害により災害救助法の適用を受けた地域において被災し、次のいずれかに該当する方

- (1) 学資負担者が所有する自宅家屋の全壊、大規模半壊、半壊、流失の被害を受けた方
- (2) 学資負担者が災害により死亡または行方不明の方

3 申請の方法

事前に本学事務局学生課に連絡し、該当すると判断された方は、所定の申請書類を希望する入学試験の申請期限までに提出してください。提出の際には、封筒の表に「検定料免除申請書在中」と朱書きし、返信用封筒（長型3号、82円切手貼付、住所・氏名記入）を同封してください。

なお、この申請を行う場合は、出願時に「検定料」を払い込まないでください。

4 申請書類及び証明書

- (1) 申請書類
「検定料免除申請書」（別紙様式）
- (2) 証明書
 - ① 「り災証明書」（上記2の（1）に該当する方）
 - ② 「死亡または行方不明を証明する書類」（上記2の（2）に該当する方）

5 申請期限（いずれも当日必着）

- (1) 特別選抜（推薦選抜Ⅰ、社会人特別選抜）、編入学
平成30年10月19日（金）
- (2) 特別選抜（推薦選抜Ⅱ）
平成30年11月26日（月）
- (3) 一般選抜（前期日程、中期日程）
平成30年12月14日（金）

6 許可または不許可の通知

- (1) 許可された方には、出願受付期間前までに「決定通知書」を送付いたします。願書の提出に当たっては検定料を納付せず、送付された「決定通知書」を添えて提出してください。
- (2) 不許可の方には、出願受付期間前までに別途通知いたします。願書の提出に当たっては、検定料を納付の上必要な手続をしてください。検定料の納付がない方の当該入学者選抜試験に係る出願は受理しません。

7 その他

- (1) 諸事情により、申請期限までに申請書類および証明書の書類が提出できない場合は、必ず申請期限前に下記問い合わせ先まで連絡してください。
- (2) 本件について、不明の点がありましたら、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

〒010-1632 秋田市新屋大川町 12-3

秋田公立美術大学 事務局学生課

TEL : 018-888-8105

FAX : 018-888-8101